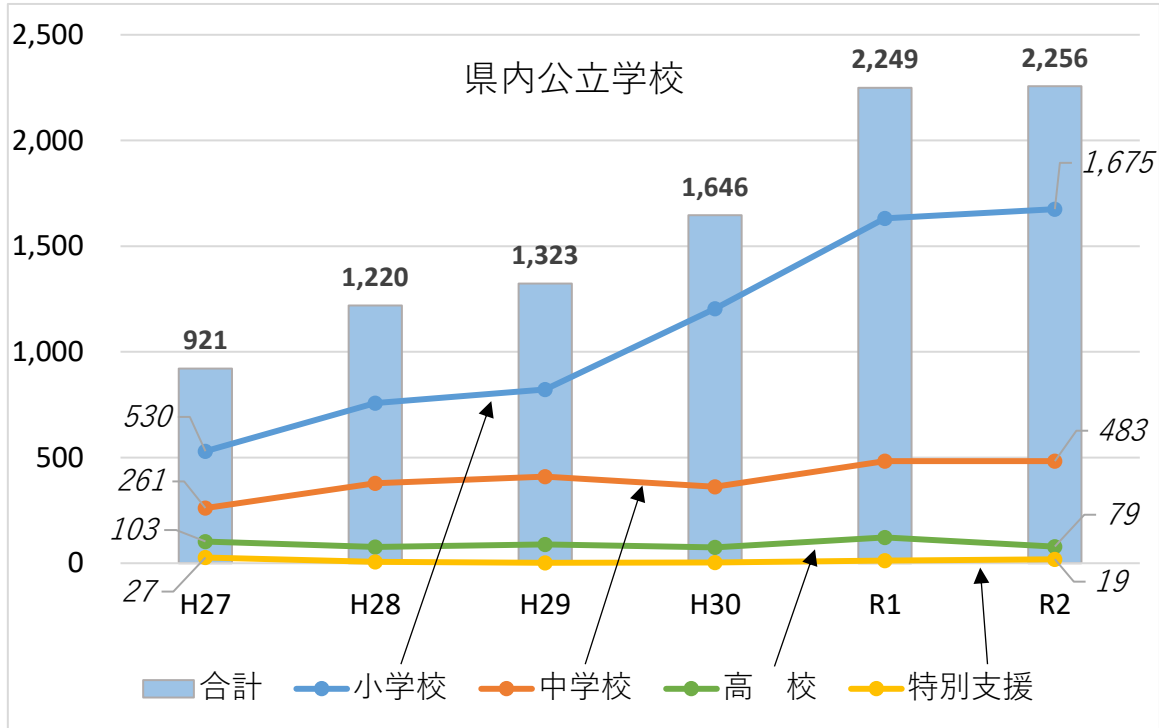


いじめの状況について

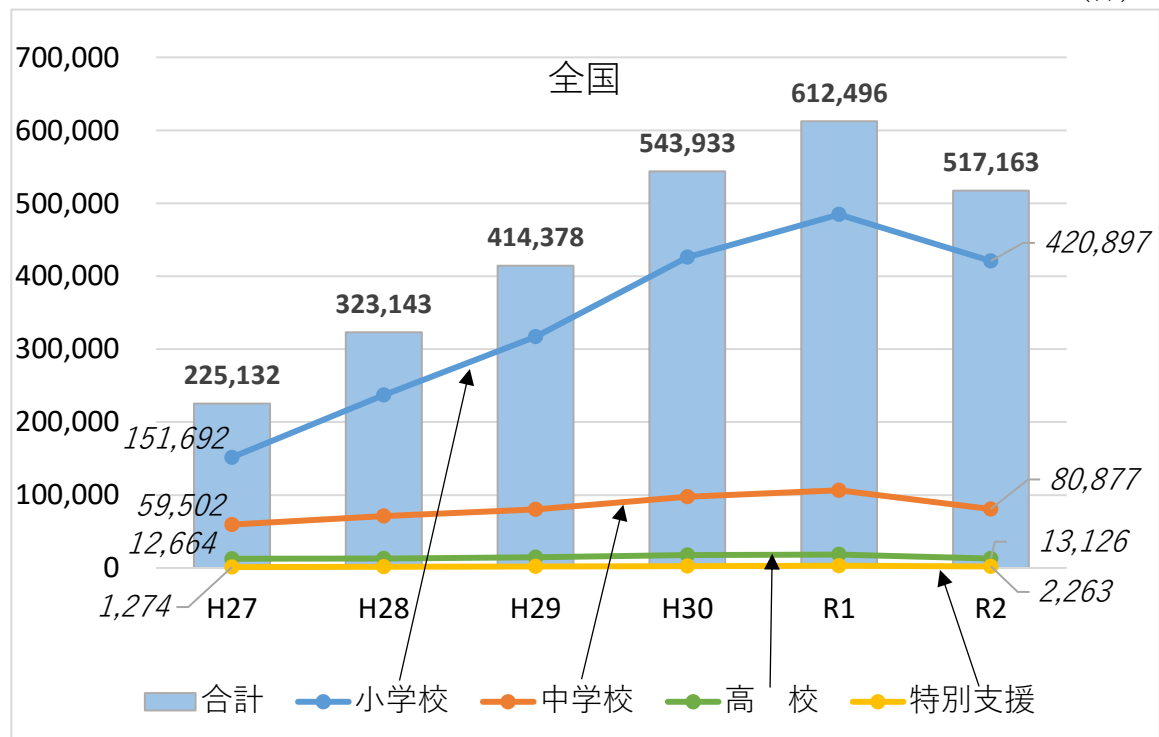
県 <石川県児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より>
 全国 <児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より>

1 いじめの認知件数

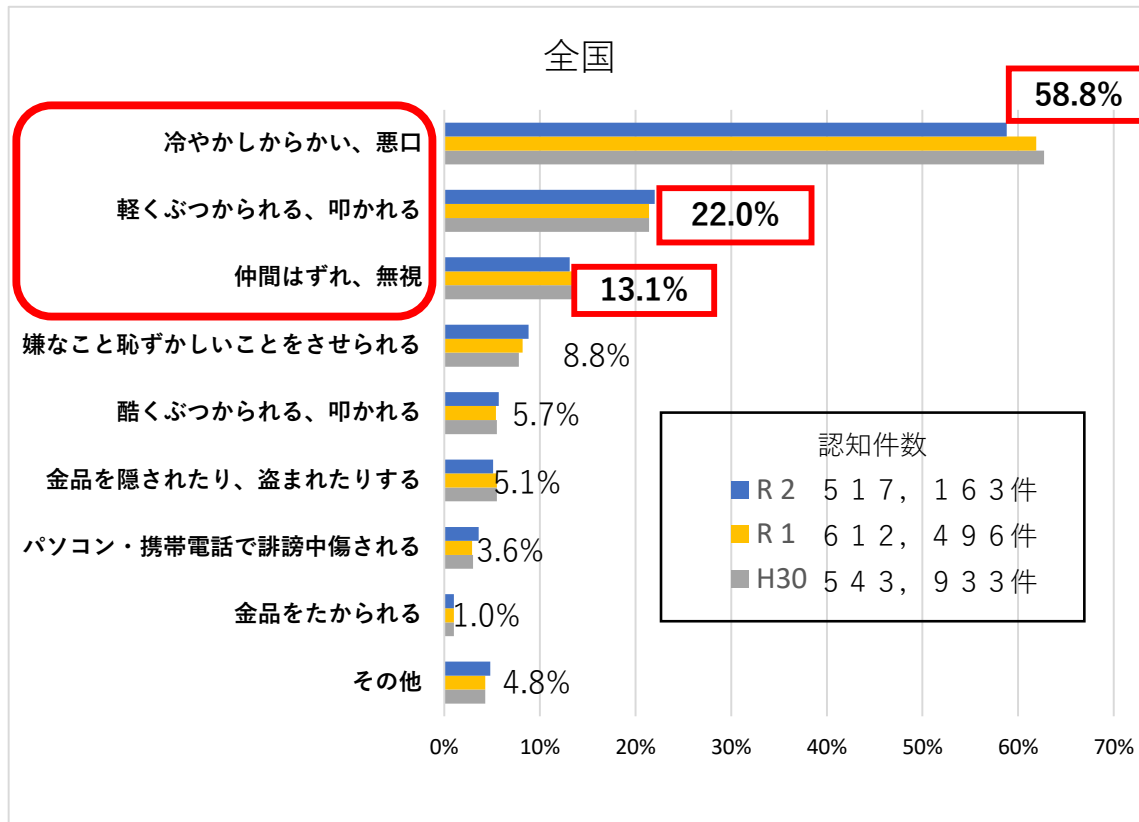
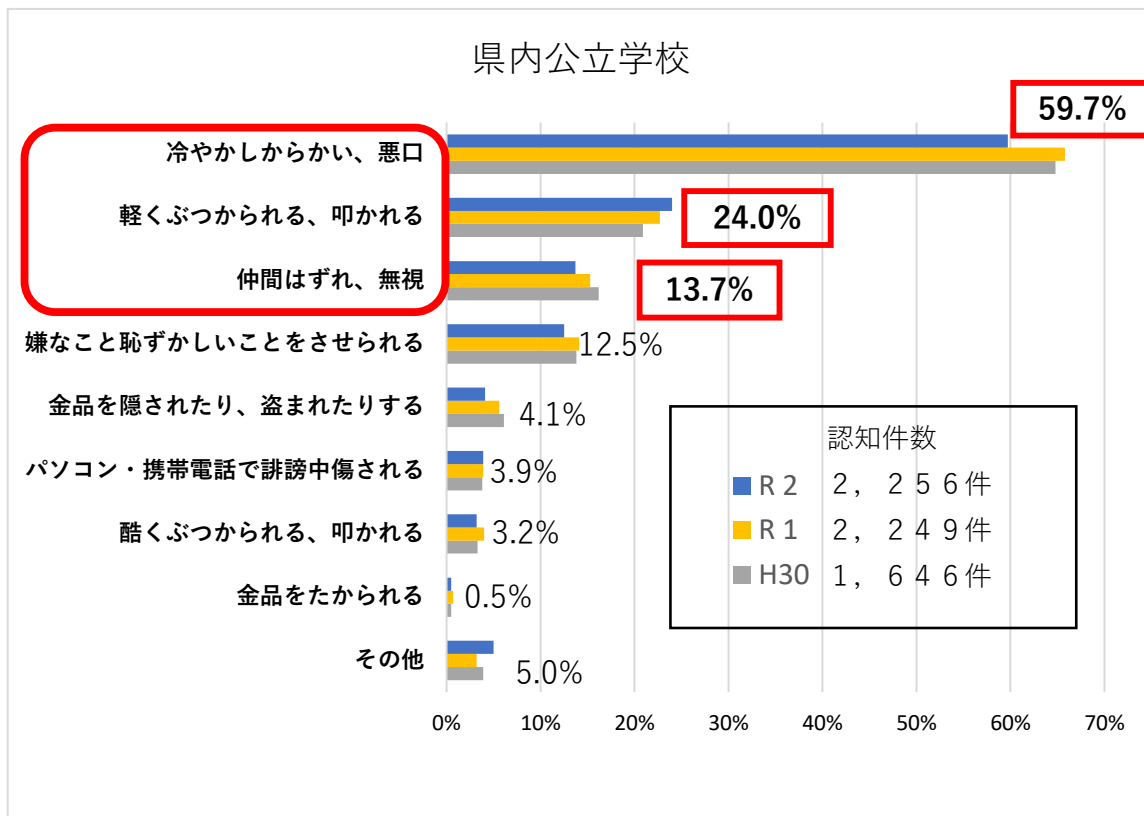
(件)



(件)



2 いじめの態様



※ 複数回答あり

※ グラフ中の割合はR 2のもの

3 いじめ対応における本県の取組み

(1) 国に先駆けて実施した本県の取組

- 「いじめを見逃さない学校づくり」の策定（平成24年10月）
→「石川県いじめ防止基本方針」の基となるもの
- 「いじめ問題対策チーム」を各学校に常設（平成24年度～）
→校長、教頭、生徒指導主事、教育相談、養護教諭、学年主任、外部人材等
- 「いじめ対応アドバイザー」を委嘱（平成24年度～）
→学校だけでは解決が困難な事案に対して、県教委から派遣される医師や臨床心理士、警察官OB等の専門家が助言（令和4年度は専門家65名配置）

(2) 「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）に基づく体制整備

- 「石川県いじめ防止基本方針」の策定（平成25年度～）

(3) 未然防止・早期発見

学 校

- 教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係づくり
→学級経営の重視（学級は児童生徒にとって学習や学校生活の基盤）
- 授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業・集団づくり
→わかる授業づくり、道徳教育の充実、規範意識の育成等
- 「いじめアンケート調査」の実施
→児童生徒を対象に、学期毎あるいは毎月実施
- 相談体制、見守り体制の充実
→スクールカウンセラー、相談員等を積極的に活用
→「いじめ問題対策チーム」「いじめ対応アドバイザー」の活用
- 個別面談の実施

県教委

○弁護士によるいじめ予防教育

→いじめの未然防止を図るため、児童生徒を対象に年間80回程度実施

(R1:80回 R2:81回 R3:79回)

○いじめ問題フォーラム

→毎年夏に、全公立学校の管理職や生徒指導担当を対象に開催し意識啓発

→講師：大学教授等（森田洋司、阪根健二他）

○24時間子供SOS相談テレホン

→児童生徒や保護者からのいじめ相談等を相談員が対応

(件)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数	982	1,288	1,933	2,174	1,522	1,317
内、いじめ相談	74	106	109	120	94	96

(4) いじめが発生した際の対応

○各学校における「いじめ問題対策チーム」による組織的対応

→いじめを受けた児童生徒の安全の確保、いじめたとされる児童生徒に対して
状況を確認・指導、家庭や教育委員会への連絡・相談

→事案に応じ、関係機関との連携

○スクールカウンセラーの面談

→児童生徒の心のケアに対応

→令和4年度から全ての小中高等学校に配置

(5) いじめの重大事態への対応

○重大事態の発生件数

(件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県（国公立）	－	－	－	－	－	3
全国	314	396	474	602	723	514

※R2より文部科学省は都道府県別の件数を公表

※「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に規定する「重大事態」

28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該生徒に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認めるとき

○重大事態が発生した場合の対応（公立学校の場合）

- ・ 学校から教育委員会へいじめ重大事態の発生を報告
- ・ 教育委員会から当該地方公共団体の長へいじめ重大事態の発生を報告

[法第30条]

- ・ 学校の設置者又は学校において、速やかに調査組織を設置 [法第28条]

→弁護士、医師、心理・福祉の専門家、学識経験者等

→いじめ事案の全容解明や再発防止が目的